

公益財団法人 しまね産業振興財団情報公開規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人しまね産業振興財団情報公開規程（以下「規程」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書等公開請求書)

第2条 規程第6条第1項第4号の規定で定める事項は次に掲げる事項とする。

- 一 求める公開の実施方法
- 二 写しの送付の方法による文書等の公開の実施を求める場合にあってはその旨
- 三 公開請求者の連絡先

2 規程第6条第1項に規定する書面は、文書等公開請求書（様式第1号）とする。

(電磁的記録の公開方法)

第3条 規程第13条第2項の規定で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスクに記録されている電磁的記録 次に掲げる方法

- イ 専用機器により再生したものの聴取
- ロ 録音カセットテープに複製したものの交付

二 ビデオテープ又は録画ディスクに記録されている電磁的記録 次に掲げる方法

- ア 専用機器により再生したものの視聴
- イ ビデオカセットテープに複製したものの交付

三 その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複製したもの、又はその閲覧又は写しの交付

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を公開する場合又は非公開部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器（公開を受ける者の閲覧の用に供するために備え付けられているものに限る）により再生したものの閲覧、視聴若しくは磁気ディスク等に複製したものの交付の方法により公開を行うことができる。

(文書等の写しの交付等)

第4条 文書等の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 規程第15条に規定する写しの作成に要する費用の額は別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、郵便料金とする。

3 規定第15条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(閲覧等の制限等)

第5条 文書等を閲覧等する者は、当該文書等を汚損し、又は破損してはならない。

2 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）は前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、文書等の閲覧等中止させ、又は禁止することができる。

(異議申出)

第6条 規程第10条に規定する決定について、規程第17条に規定する異議申出をしようとする者は、異議申出書（様式第2号）を財団に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表

文書等の種類		写しの種類	費用
文書、図画又は写真		乾式複写機により複写したもの	白黒 20円 カラー 100円 (一枚当たり:A3判まで)
フィルム	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要す 費用相当額
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要す 費用相当額
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機 により複写したもの	白黒 20円 カラー 100円 (一枚当たり:A3判まで)
		録音カセットテープ(120分) に複写したもの	1巻 370円
		ビデオカセットテープ(VHS方式 120分)に複写したもの	1巻 300円
		フロッピーディスク(3.5インチ 2HD)に複写したもの	1枚 110円
		光ディスク(CD-R650メガバ イト)に複写したもの	1枚 220円
		光磁気ディスク(230メガバイ ト)に複写したもの	1枚 580円

様式第 1 号

文 書 等 公 開 請 求 書

平成 年 月 日

公益財団法人しまね産業振興財団

代表理事副理事長

様

郵便番号

住所

(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

公益財団法人しまね産業振興財団情報公開規程第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

文書等の件名又は内容 (文書等を特定するために、具体的に記入して下さい。)	
請求者の区分 (いずれかの番号を○印で囲んで下さい。)	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 [事務(業)所名 所在地] 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 [勤務先名 所在地] 4 県内に存する学校に在学する者 [学校名 所在地] 5 県が行う事務又は事業に直接の利害関係を有するもの
利害関係の内容	(請求者の区分の 5 に該当する方のみ、利害関係の内容を記入して下さい。)
公開の方法 (希望する番号を○で囲んで下さい。)	1. 文書等の閲覧・視聴 2. 文書等の写しの交付 (郵送の希望 有 ・ 無) 3. 文章等の閲覧・視聴及び写しの交付

様式第2号

異議申出書

平成 年 月 日

公益財団法人しまね産業振興財団

代表理事副理事長

様

異議申出人 住所又は所在地

氏名又は名称

印

異議申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所及び氏名

住所

氏名

印

平成 年 月 日 付総管 第 号で通知があった決定について、次のとおり異議申出します。

異議申出に係る決定	
異議申出に係る決定があったことを知った年月日	年 月 日
異議申出の趣旨	
異議申出の理由	
異議申出ができることの教示の有無及びその内容	
備 考	

